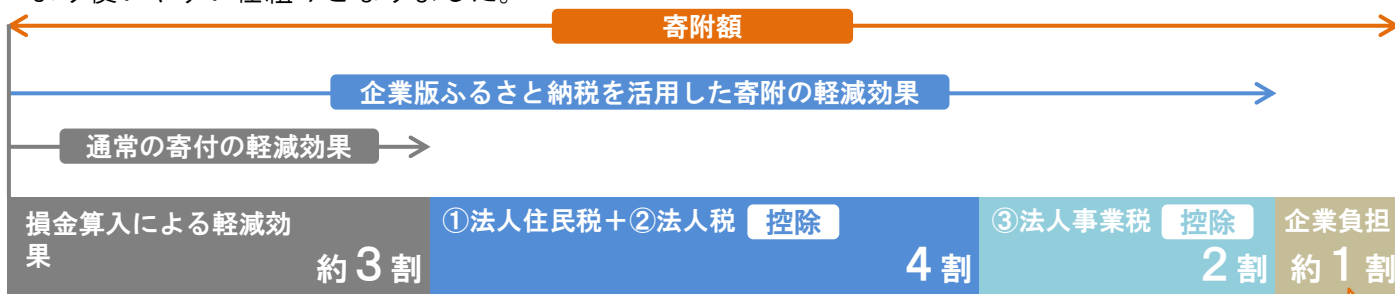


# 企業版ふるさと納税って？

## 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

さらに、令和2年度より、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



- 税目ごとの特例措置
- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割の20%が上限）
  - ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
  - ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

軽減効果最大  
約9割に!

主な  
令和2年度  
改善  
ポイント

- 税額控除の特例措置の適用期間が令和6年度末まで延長
- 税の軽減効果が、寄附額の最大6割から最大9割に拡大
- 地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能に
- 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金を拡大
- 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能に

## 企業にとってのメリット

社会貢献  
企業としてのPR効果  
[SDGsの達成など]



地方公共団体との新たな  
パートナーシップの構築

地域資源などを活かした  
新事業展開

## 手続きの流れ



## ご留意いただきたい点

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 本社が平取町に所在する法人等からの寄附は、本制度の対象となりません。  
※ この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- 個人のふるさと納税とは違い、返礼品等はありません。